

舟橋村告示第4号

舟橋村子ども・子育て会議設置要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年3月4日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村子ども・子育て会議設置要綱の一部を改正する告示

舟橋村子ども・子育て会議設置要綱(平成26年舟橋村告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。